

新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金（当初支給）のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ・緊急小口資金および総合支援資金（初回）の特例貸付を借り終わった世帯/
令和4年9月までに借り終わる世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

- 収入が、世帯人数による収入基準額を超えないこと
- 資産が、世帯人数による金融資産額を超えないこと

（世帯人数ごとの収入基準額および金融資産額：県内郡部6町）

世帯人数	収入基準額	金融資産額
1人	11.3万円	46.8万円
2人	15.7万円	69万円
3人	18.6万円	84.0万円
4人	22.1万円	100万円

同封の【要件チェックシート】により要件を満たすかどうかご確認ください。
※世帯人数5人以上は【要件チェックシート】をご覧ください。8人以上の場合は問合せ先へお尋ねください。

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額（支給期間：3か月間）

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

※この案内は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、滋賀県社会福祉協議会から再貸付に係る情報提供を受け、送付しています。

3 支給のための手続き

申請受付は令和4年12月末までです。

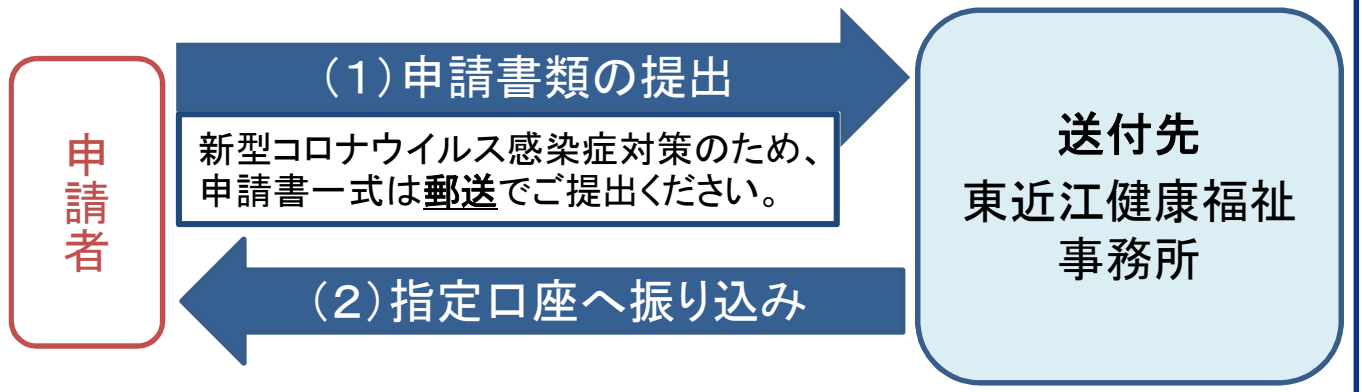
▶申請方法

東近江健康福祉事務所へ郵送で申請書類をご提出ください。

(提出先) 〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22
東近江健康福祉事務所

▶申請書に必要な書類は、対象者に対して滋賀県より郵送でご案内します。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。



お問い合わせ先

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030
滋賀県東近江健康福祉事務所 0748-22-1254
滋賀県健康福祉政策課 077-528-3512
【受付時間】 平日9:00~17:00 ※通訳は常駐しておりません。

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



**「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。